



七色の自然に暮らす

移住支援金 診断フローチャート（簡易版）

～南房総市U I Jターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金～

移住する直前に連続して1年以上、「東京23区に在住」又は「埼玉県、東京都及び神奈川県の中の条件不利地域（注1）以外の地域から東京23区に通勤」している ※在住と通勤の期間の合算可能

NO



YES

（注1）

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村
千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑺市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

移住する直前10年間のうち通算して5年以上、「東京23区に在住」又は「東京圏（注2）から東京23区に通勤」している ※在住と通勤の期間の合算可能

NO



YES

（注2）東京圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県のうちの条件不利地域（注1）以外の地域

移住後3カ月以上経過し、次の①～④のいずれかに該当

①就職（一般）

千葉県の就職マッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載（求人）の移住支援金対象法人に就職し、3ヶ月以上在職している

②就職（専門人材）

千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職し、3ヶ月以上在職している

③起業

南房総市で起業し、「千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金」の交付決定を受けてから1年以内である

④関係人口

過去に南房総市に居住の実態があり、かつ、市の住民基本台帳に1年以上登録されていた者であって、次の要件のいずれかに該当する者

- ア 認定新規就農者になった者
- イ 漁業協同組合員になった者
- ウ 家業を承継した者

NO



YES

南房総市へ転入後1年以内である

NO



YES

本補助金の対象となる可能性があります

単身：60万円 世帯：100万円（18歳未満の世帯員がいる場合は100万円加算）

※本フローチャートは簡易版のため、ご自身が対象になるかならないかなどの詳細については、必ずお問合せください。（お問い合わせ先：企画財政課 TEL0470-33-1001）

本補助金の対象になりません



詳しくは
市HPをチェック！